

兵庫県公報

平成23年4月8日 金曜日 第2276号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 行政書士法に基づく聴聞の実施（市町振興課）	1
○ 換地処分に伴う上郡町の区域内における字の区域変更及び字の廃止（同）	1
○ 危険物取扱作業の保安に関する講習の実施（消防課）	3
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	7
○ 町営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧（同）	9
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	10
○ 同 上（同）	10
○ 保安林の指定の予定通知（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可（平成23年近畿地方整備局告示第81号）（道路街路課）	12
○ 昭和62年兵庫県告示第997号（水防管理団体及び水防警報を行う河川・海岸の指定）の一部改正（河川整備課）	12
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	13
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	13
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	13
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	14
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（阪神北県民局）	16
○ 落札者等の公示（管理課）	17
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	18

告 示

兵庫県告示第440号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の3第3項及び第5項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成23年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 日時

平成23年4月20日（水）午前10時から午前11時まで

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館11階A会議室

3 内容

アリア行政書士法人（日本行政書士会連合会登録番号0401301号）の行政書士法第10条及び同法第13条並びに行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第9条第2項並びに兵庫県行政書士会会則第36条に違反する事実



兵庫県告示第441号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、上郡町の区域内において、次のとおり、字の区域の変更及び字の廃止をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

260条第1項の規定により、上郡町長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成23年4月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
竹 万	家 垣 内	240の1から240の3まで 241の1から241の4まで 242の1から242の7まで 245の2 246の4 283の2 283の3	竹 万	京 免
	古 屋 敷	321の7		
	宮 ノ 前	387の5 388 401の1 401の6 402の1 402の2 403の1から403の3まで 404の1 404の2 405の1 406の1 406の13 407の1 407の2 407の5 407の7 407の9から407の12まで		
	六 度 サ	409 410 410の2 410の3 411 412の1から412の3まで 413の1から413の3まで 414から416まで 417の1 417の2 418 418の1 418の2 419の1 419の2 420の1 420の2 421の1から421の5まで 422の1 422の2 423の1 423の2 424の1 424の2 425の1 425の2 426 427 427の2 428の1から428の3まで 429の1 429の2 430の1 430の2 431 431の2 431の4		
	流 レ 田	432の1から432の3まで 433の1 433の2 434の1 434の2 435 439から441まで 442の1から442の4まで 443 444の一部 445の一部		
	枝 川	522の1の一部 523の一部 541の一部 542の1の一部 542の2 542の3 543 544 545の1の一部 546の1の一部 546の2の一部 547の1の一部		
	稗 田	765の一部 766の一部 767の1の一部 767の2 768の1の一部 768の2 768の3 768の4の一部 768の5 771の1から771の3までの各一部 772の1の一部 772の2 772の3の一部		
	甲 堀	773 774の1から774の3まで 775の1 775の2 776から779まで 780の1 780の2の一部 780の3 781の1の一部 781の3の一部 782の1から782の4まで 783の1 783の2 784の1から784の3まで 785から793まで 794の1 794の2 795から797まで 798の1 798の2		
	向 河 原	863の4 864 864の6の一部		
流 レ 田	444の一部 445の一部 446 448 448の1 449の1 449の2 450 451の4 451の5 451の8 451の10 452 453の1から453の5まで 454 454の1 454の2 455の1から455の3まで 456	竹 万	枝 川	

東川原堤外	478の2 479から482まで 482の1 483から492まで 492の1 494 495 496の一部		
東河原	503の一部 503の1の一部 503の2の一部 504の一部 505 506 507の1 507の2 508から517まで 518の1 518の2 519の1から519の3まで 520の1 520の2 521の1から521の3まで		
大開キ	579の1の一部 579の2の一部		
甲堀	780の2の一部 781の1の一部 781の2 781の3の一 部		
東川原堤外	496の一部 497から499まで 501 502	竹 万	大開キ
東河原	503の一部 503の1の一部 503の2の一部 504の一部 504の1 504の2		
枝川	535の1の一部 535の2から535の5まで 536の1の一 部 536の2 536の3 537の一部 538の1の一部 547 の1の一部 548の1の一部 548の3の一部 549の1の 一部 549の2の一部 549の3 549の4		
稗田	770の一部 770の2の一部 770の3の一部		
枝川	546の2の一部 547の1の一部 548の3の一部	竹 万	稗 田
大開キ	694の1の一部 698から701までの各一部 703の一部 705の一部 706の一部 706の1の一部 706の2の一部 708 709 710の1 710の2 711の1から711の3まで 712 712の1 712の2 713 713の1 713の2 714の 1から714の5まで 715の1 715の2 716から718まで 723 726の一部 727の一部 728の1 728の2 729 730の1 730の2 731の一部 732の1の一部 733の一 部 734の2 735の1 735の3 736 736の3 736の 4		
向河原	864の6の一部		

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である国有地及び公有地の全部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成22年4月22日現在の地番である。



兵庫県告示第442号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を財団法人兵庫県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

平成23年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 講習種別ごとの講習日時及び講習会場等

(1) 給油取扱所講習

（講習対象者）給油取扱所（自家用給油取扱所を含む。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地区	会場 番号	講習会場（所在地）	定員 （人）
H23. 7. 14（木）	13:30 ～ 16:30	加古川	101	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250
H23. 7. 15（金）		豊岡	102	豊岡市立豊岡市民会館 大会議室 豊岡市立野町20-34	120
H23. 7. 22（金）		神戸	103	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
H23. 8. 2（火）		篠山	104	四季の森生涯学習センター 多目的ホール 篠山市網掛429	300
H23. 8. 26（金）		姫路	105	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	300
H23. 8. 30（火）		小野	106	小野市伝統産業会館 大研修室 小野市王子町806-1	200
H23. 9. 8（木）		尼崎	107	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2-6-68	250
H23. 9. 15（木）		明石	108	明石市立産業交流センター 多目的ホール 明石市大久保町ゆりのき通1-4-7	210
H24. 1. 27（金）		神戸	109	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200

(2) 石油コンビナート地区講習

（講習対象者）石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地区	会場 番号	講習会場（所在地）	定員 （人）
H23. 7. 20（水）	13:30 ～ 16:30	姫路	201	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	300
H23. 8. 9（火）		高砂	202	高砂市福祉保健センター 中ホール 高砂市高砂町朝日町1-2-1	250
H23. 9. 14（水）		姫路	203	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	300
H23. 10. 14（金）		神戸	204	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
H23. 11. 8（火）		加古川	205	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250

(3) その他一般講習

（講習対象者）前記(1)及び(2)以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地区	会場 番号	講習会場（所在地）	定員 （人）

H23. 7. 28 (木)	13:30 ～ 16:30	尼崎	301	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2-6-68	250
H23. 7. 29 (金)		西宮	302	西宮市フレンテホール フレンテ西宮5階 西宮市池田町11-1	240
H23. 8. 3 (水)		加古川	303	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250
H23. 8. 5 (金)		神戸	304	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
H23. 8. 10 (水)		相生	305	相生市民会館 中ホール 相生市旭1丁目19-33	200
H23. 8. 24 (水)		尼崎	306	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2-6-68	250
H23. 9. 9 (金)		神戸	307	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
H23. 9. 28 (水)		高砂	308	高砂市福祉保健センター 中ホール 高砂市高砂町朝日町1-2-1	250
H23. 10. 6 (木)		川西	309	アステ川西 アステホール 川西市栄町25-1	200
H23. 10. 7 (金)		姫路	310	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	300
H23. 10. 20 (木)		明石	311	明石市立産業交流センター 多目的ホール 明石市大久保町ゆりのき通1-4-7	210
H23. 10. 28 (金)		たつの	312	たつの市総合文化会館 赤とんぼ文化ホール たつの市龍野町富永	300
H23. 11. 2 (水)		尼崎	313	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2-6-68	250
H23. 11. 11 (金)		神戸	314	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
H23. 11. 16 (水)		姫路	315	市川町文化センター 神崎郡市川町西川辺715	150
H23. 11. 21 (月)		加古川	316	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250
H23. 12. 2 (金)		宝塚	317	宝塚市立中央公民館 宝塚市伊志志1-4-1	100
H24. 2. 3 (金)		伊丹	318	伊丹シティホテル 光琳の間 伊丹市中央6-2-33	150
H24. 2. 10 (金)		姫路	319	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	300
H24. 2. 17 (金)	神戸	320	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200	

(4) 全区分講習

(講習対象者) 従事する危険物施設の種別を問わない。

開催年月日	講習時間	地区	会場番号	講習会場 (所在地)	定員(人)
H23. 7. 26 (火)	13:30 ～ 16:30	淡路	401	淡路消防ビル 大会議室 洲本市塩屋1-2-32	150
H23. 8. 19 (金)		三木	402	兵庫県広域防災センター兵庫県消防学校2F講堂 三木市志染町御坂1-19	200
H23. 8. 25 (木)		丹波	403	兵庫県立丹波の森公苑 ホール 丹波市柏原町柏原5600	300
H23. 9. 13 (火)		佐用	404	佐用町コミュニティ防災センター 佐用郡佐用町円応寺233-1	100
H23. 9. 29 (木)		養父	405	但馬長寿の郷 郷ホール 養父市八鹿町国木594-10	150
H23. 10. 21 (金)		加東	406	加東市滝野図書館 会議場 加東市下滝野1369-2	120
H23. 11. 18 (金)		豊岡	407	豊岡市立豊岡市民会館 大会議室 豊岡市立野町20-34	120
H24. 2. 6 (月)		尼崎	408	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2-6-68	250

定員に達しなかった講習会場については、当該講習日の2週間前まで受付を継続し、定員に達した時点で受付を締め切る。

2 講習科目及び時間

(1) 危険物関係法令に関する事項 (1時間)

ア 主として過去3年間における危険物関係法令の改正事項

イ 危険物関係法令による規制の要点

(2) 危険物の火災予防に関する事項 (2時間)

ア 危険物施設の火災及び漏えいの事例並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等

イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等

ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

3 受講対象者

(1) 製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者のうち、次のいずれかに該当する者

ア 当該取扱作業に従事することとなった日から1年以内の者。ただし、当該従事することとなった日から起算して過去2年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は都道府県知事が行った保安講習を受講した者を除く。

イ 平成20年度に都道府県知事が行った保安講習を受講した者 (平成21年度又は平成22年度に保安講習を受講した者を除く。)

ウ 平成20年度に危険物取扱者免状の交付を受けている者 (平成21年度又は平成22年度に保安講習を受講した者を除く。)

(2) (1)に該当しない危険物取扱者で、特に受講を希望する者

4 受講申請手続

(1) 提出書類

一括申請用受講申請書又は個人申請用受講申請書

なお、それぞれの受講申請書の対象者及び配布方法は次のとおりとする。

ア 一括申請用受講申請書

平成20年度に本県が行った保安講習を受講した危険物取扱者のうち、消防法第11条第1項前段の規定に基づく許可を受けた製造所、貯蔵所又は取扱所で危険物の取扱作業に従事している者を対象とした申請書を、平成23年4月下旬に財団法人兵庫県危険物安全協会から当該事業所宛てに受講案内書を同封して郵送する。

イ 個人申請用受講申請書

ア以外の者を対象とした申請書として、平成23年4月下旬に県内の各消防本部（局）及び消防署等、財団法人兵庫県危険物安全協会並びに兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局において個人申請用受講申請書及び受講案内書を配布する。

(2) 提出先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館4階
財団法人兵庫県危険物安全協会

(3) 提出期間

平成23年4月25日（月）から同年5月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送による場合は、必ず特定記録郵便によることとする。

(4) 受講手数料

受講申請者一人当たり4,700円分の兵庫県収入証紙を、受講申請書の手数料欄に貼り付けること。また、金額の過不足がないようにすること。

(5) その他

ア 受講希望日によっては、会場の都合等により希望日と異なる日を受講日に指定することがある。

イ 指定した講習日からの受講日の変更（欠席した後に再度受講を希望する場合を含む。）は、平成23年度内の講習日への変更に限り認める。変更にあたっては、事前に次の問い合わせ先に連絡すること。

5 講習についての問い合わせ先

(1) 財団法人兵庫県危険物安全協会 電話 (078) 333-8032

(2) 兵庫県企画県民部災害対策局消防課危険物係 電話 (078) 341-7711 内線 3418



兵庫県告示第443号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成23年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 出石北土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	河本 勇 夫	豊岡市出石町福居542番地の1
同	山内 竹 介	同 市出石町袴狭1214番地
同	本田 十世三	同 市出石町袴狭995番地
同	芝地 隆 憲	同 市出石町口小野674番地
同	瀬尾 正 文	同 市出石町嶋778番地の1
同	芝地 政 伸	同 市出石町口小野651番地
同	山本 幸 正	同 市出石町袴狭1228番地
同	水嶋 章	同 市出石町伊豆299番地の2
同	吉田 準 一	同 市出石町袴狭823番地
同	瀬尾 晃	同 市出石町嶋787番地
同	大原 均	同 市出石町田多地459番地
同	加藤 悟	同 市出石町安良35番地
監事	加藤 善 典	同 市出石町田多地245番地
同	金子 實	同 市出石町安良109番地の1
同	坂本 洋 太	同 市出石町袴狭634番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

2 荒井土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

氏 名	住 所
大 原 均	豊岡市出石町田多地459番地
加 藤 睦 夫	同 市出石町袴狭505番地
清 水 耕 作	同 市出石町袴狭781番地
瀬 尾 晃	同 市出石町嶋787番地
西 村 敏 通	同 市出石町口小野481番地
箱 山 憲 明	同 市出石町福居649番地
福 田 敏 志	同 市出石町袴狭918番地
水 嶋 重 章	同 市出石町伊豆299番地の2
水 嶋 重 市	同 市出石町嶋946番地
宮 村 幸 一	同 市出石町口小野760番地
宮 下 隆	同 市出石町袴狭870番地
山 下 直 樹	同 市出石町安良25番地
加 藤 善 典	同 市出石町田多地245番地
福 本 伸 和	同 市出石町袴狭478番地
加 藤 悟	同 市出石町安良35番地
森 本 繁 孝	宍粟市山崎町中広瀬42番地
坂 元 勝 博	同 市山崎町山田178番地 5
松 井 甫	同 市山崎町御名21番地 4
千 本 春 男	同 市山崎町千本屋75番地 1
細 川 强	同 市山崎町野230番地
千 本 英 毅	同 市山崎町船元235番地
小 林 徹	同 市山崎町下広瀬95番地
中 住 善 信	同 市山崎町中井70番地
谷 口 慶 明	同 市山崎町鶴木152番地
松 井 秀 樹	同 市山崎町段550番地
山 本 清 一	同 市山崎町金谷230番地 2
福 山 昭九郎	同 市山崎町中比地440番地
松 本 清 巳	同 市山崎町下比地107番地
高 井 正 雄	同 市山崎町千本屋415番地 3
片 山 一 郎	同 市山崎町金谷339番地 1
大 杉 史 郎	宍粟市山崎町中広瀬121番地 2
坂 元 勝 博	同 市山崎町山田178番地 5
永 峰 敏 次	同 市山崎町御名324番地 2
中 村 好 行	同 市山崎町千本屋20番地
細 川 强	同 市山崎町野230番地
千 本 英 毅	同 市山崎町船元235番地
前 川 一 正	同 市山崎町下広瀬88番地
中 住 善 信	同 市山崎町中井70番地
谷 口 慶 明	同 市山崎町鶴木152番地
仁 尾 真 行	同 市山崎町段476番地 1
山 本 清 一	同 市山崎町金谷230番地 2
森 脇 親 也	同 市山崎町中比地198番地
松 本 清 巳	同 市山崎町下比地107番
西 川 清 弘	同 市山崎町千本屋395番地

同	片 山 一 郎	同 市山崎町金谷339番地 1
3 社町野村土地改良区		
退任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	石 原 正 之	加東市野村248番地
同	末 廣 一 正	同 市野村950番地
同	伊 澤 芳 博	同 市野村248番地 4
同	宮 崎 隆 夫	同 市野村423番地 3
同	時 井 正 人	同 市野村930番地
同	竹 内 圭 一	同 市野村954番地
同	石 井 万 富	同 市野村294番地 2
同	竹 内 眞 一	同 市野村868番地
同	竹 内 允 也	同 市野村292番地
同	伊 澤 敏 喜	同 市野村335番地 2
同	長谷川 義 久	同 市野村558番地
同	三 村 重 雄	同 市野村943番地 1
同	壺 井 伊佐夫	同 市野村768番地 2
同	末 廣 眞 二	同 市野村957番地
同	宮 崎 吉 実	同 市野村731番地
同	藤 本 文 明	同 市野村353番地
監 事	高 橋 修 一	同 市野村895番地
同	宮 崎 昭 雄	同 市野村712番地
同	壺 井 由 和	同 市野村751番地

就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	壺 井 由 和	加東市野村751番地
同	末 廣 一 正	同 市野村950番地
同	伊 澤 芳 博	同 市野村248番地 4
同	宮 崎 隆 夫	同 市野村423番地 3
同	竹 内 允 也	同 市野村292番地
同	高 橋 修 一	同 市野村895番地
同	藤 本 義 昭	同 市野村969番地
同	石 原 昌 巳	同 市野村321番地
同	長谷川 幸 男	同 市野村727番地
同	藤 本 弘	同 市野村874番地 1
同	伊 澤 敏 喜	同 市野村335番地 2
同	森 本 操	同 市野村587番地
同	時 井 豊	同 市野村966番地 3
同	竹 内 安 彦	同 市野村330番地
同	末 廣 眞 二	同 市野村957番地
同	森 本 亨	同 市野村841番地
同	藤 本 文 明	同 市野村353番地
監 事	石 原 正 之	同 市野村248番地
同	宮 崎 昭 雄	同 市野村712番地
同	宮 崎 吉 実	同 市野村731番地



兵庫県告示第444号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の町に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県

知事に対して異議の申出をすることができる。

平成23年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

町の名称	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
新温泉町	古市用土地区	平成23年4月8日から 同 月28日まで	美 方 郡 新温泉町役場



兵庫県告示第445号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成23年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
洲本市桑間一丁目1104 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第446号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成23年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町村岡区長板字家ノ脇1404、字チウケ谷1633、1634、1639から1642まで、1644から1659まで、1660の1、1660の2、1661から1663まで、1665から1667まで、字家ノ上ミ1683の1、1684の1、1685
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第447号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定

である旨の通知があった。

平成23年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市但東町佐田字平地17の2、17の3、22の2、22の3、22の5から22の7まで、23から25まで、26の1、31から33まで、33の1、33の2、34から42まで、字谷口176の1、177の1、177の2、178、179の1から179の4まで、180の1、180の2、181の1、181の2、182の1、182の2、183の1、183の2、184、185、186の1、186の2、187、字棚田188、188の1から188の4まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字平地17の3・25・38から41まで・字谷口176の1・179の1・179の3・183の1・184（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、179の4、180の2、181の1、181の2、182の1、182の2、183の2、字棚田188、188の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第448号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市但東町栗尾字竹ガウト138から150まで、152、154から157まで、字郷路348の1、381、382の1、382の2、383から391まで、394の2、字百合ヶ花373、374、375の1、375の2、376から380まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹ガウト142・143（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、144から150まで、152、字郷路386・391（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、390、字百合ヶ花378（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第449号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年4月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
加古川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、東播磨県民局加古川農林水産振興事務所及び加古川市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第450号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成23年近畿地方整備局告示第81号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年4月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3.5.6号宝塚平井線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成19年3月22日から平成26年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
平成19年近畿地方整備局告示第26号の事業地に宝塚市南ひばりガ丘1丁目地内を加え、宝塚市平井6丁目及び雲雀丘4丁目地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第451号

昭和62年兵庫県告示第997号（水防管理団体及び水防警報を行う河川・海岸の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年4月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 2(1)中「淡河川」の右に「、万勝寺川」を加える。



兵庫県告示第452号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨中播磨県民局長から報告があった。

平成23年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 日時
平成23年4月27日（水）午後3時30分から午後4時まで
- 2 場所
姫路市北条1-98 兵庫県姫路総合庁舎 4階401会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 株式会社イトケン
代表者氏名 大川和美
事務所所在地 姫路市田寺6-6-23
免許番号 兵庫県知事(5)第450728号
免許年月日 平成19年5月20日

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成23年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 申請受付年月日 平成23年3月15日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人ひょうごグリーンスタッフ
 - イ 代表者の氏名 藤本 さよ子
 - ウ 主たる事務所の所在地 小野市市場町879番地
 - エ 定款に記載された目的
この法人は、北播磨及び周辺地域住民に対して、花と緑による地域緑化に係る講習会・セミナー、指導者の育成及び育苗・植栽管理の指導等ガーデニングに関する事業を行い、花と緑を愛しみ育む人々の輪を広げ、地域住民と協働して花と緑による色と香りのまちづくりに寄与することを目的とする。
- 2 (1) 申請受付年月日 平成23年3月15日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人夢コネクト
 - イ 代表者の氏名 森本 紀子
 - ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市公光町10番14号
 - エ 定款に記載された目的
この法人は、学童型放課後子どもコミュニティの運営、中高生や学生、若年者のキャリア相談及び支援、不登校児童や生徒の支援に関する事業を行い、地域・社会と子どもたちとのつながりを育み、地域資源を活用した子育て力の増進、自立・自律型人材の育成に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神

南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成23年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請受付年月日 平成23年3月15日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人国際交流サポート協会

イ 代表者の氏名 前田茂喜

ウ 主たる事務所の所在地 福岡市博多区博多駅東1丁目10番4号

エ 定款に記載された目的

この法人は、個人で出来る国際交流の方法などを研究し幅広く紹介し普及させると共に国際的な出会いをサポートする事業を行う。さらに諸外国の芸術・文化及び人脈を生かして団体や個人を招聘し、公演及び講演等を行う。これらの事により、国際社会で対応できる青少年の育成及び国際交流の活性化に寄与する事を目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成23年3月15日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人Angel's ark with Mary sweet heart

イ 代表者の氏名 橋本雅代

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区日暮通3丁目2番5号 日暮パークハイツ101

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者および障害者が、その能力に応じて自立した生活が営めるよう、生活支援や社会参加促進に関する事業を行うとともに、子どもの健全な育成を支援するための保育事業を行い、全ての人達が互いに支えあうことにより、人間性あふれ、魅力ある福祉社会の創造に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成23年3月15日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人F・Nネットワーク保育ふたば

イ 代表者の氏名 中村幾代

ウ 主たる事務所の所在地 川西市新田3丁目2番6号206

エ 定款に記載された目的

この法人は、保育を必要とする幼児、放課後の保育に欠ける児童、子ども達に関わる人々及び地域住民に対して、異年齢と多世代の人達が豊かな繋がりを持ち、生きいきと生活ができるよう、地域に開かれた子育てに関わる事業を行い、子ども達にとっての安心で安全な居場所づくりに寄与することを目的とする。



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成23年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件番号	所在地	面積 ㎡	地目	予定価格 千円	入札保証金 千円
ア	神戸市中央区山本通四丁目172番ほか	1,766.69	宅地	163,638	16,364

イ	神戸市中央区中尾町105番3	2,120.36	宅 地	126,586	12,659
ウ	神戸市長田区雲雀ヶ丘2丁目65番	1,014.88	宅 地	27,199	2,720
エ	加古川市東神吉町出河原字出口838番1	415.41	宅 地	11,590	1,159
オ	朝来市山東町末歳字仲田603番2	221.75	宅 地	5,411	542
カ	淡路市志筑字天神1347番2ほか	413.11	宅地、山林	7,354	736

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

3 入札参加申込み

(1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 申込手続

一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室に一般競争入札への参加を申し込むものとする。
なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

(3) 受付期間

平成23年4月8日（金）から同月26日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、平成23年4月8日（金）にあつては午後1時からとする。

郵送等の場合は、平成23年4月26日（火）消印有効とする。

- 4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室
電話（078）341-7711 内線 2550・2551
- 5 入札期間、場所及び開札日時
 - (1) 入札期間
平成23年5月12日（木）午後1時から同月19日（木）午後1時まで
 - (2) 入札場所
公有財産売却システム上
 - (3) 開札日時
平成23年5月19日（木）午後1時経過後直ちに行う。
- 6 入札方法
公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。
なお、この登録は1回に限り行うことができる。
- 7 入札保証金
 - (1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。
 - (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 8 入札に関する条件
 - (1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時まで登録していること。
 - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
 - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
 - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- 9 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 入札についての照会先
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室
電話（078）341-7711 内線 2550・2551



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるることができる。

平成23年4月8日

阪神北県民局長 森 哲 男

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称（仮称）オークワ三田対中店
所在地 三田市対中町1397番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社オークワ
代表者の氏名 福 西 拓 也
住所 和歌山市中島185番地の3
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社オークワ
代表者の氏名 福 西 拓 也
住所 和歌山市中島185番地の3

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年11月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,089平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
76台
 - (2) 駐輪場の収容台数
92台
 - (3) 荷さばき施設の面積
103平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
15.7立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社オークワ	午前9時	午後11時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後11時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成23年3月22日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成23年4月8日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成23年8月9日
- (2) 提出先
阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
〒665-8567 宝塚市旭町2丁目4番15号



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年4月8日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
生活衛生情報処理システム一式の賃貸借（60箇月）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年2月23日

- 4 落札者の名称及び住所
紀陽情報システム株式会社 和歌山市中之島2240番地
- 5 落札金額
1,352,053円(月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成23年1月14日

警察本部公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年4月8日

契約担当者

兵庫県警察本部長 坂 明

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
 - (1) 更新時講習等に使用する教本
 - (2) 更新時講習等に使用する地方版資料仕様
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年3月24日
- 4 落札者の名称及び住所
 - (1) 財団法人全日本交通安全協会 東京都千代田区九段南4丁目8番13号
 - (2) 財団法人兵庫県交通安全協会 神戸市中央区下山手通5丁目5番14号
- 5 落札金額
 - (1) 140,553,000円
 - (2) 43,470,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成23年2月1日